

教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年3月25日（火） 午前 9時30分 開会
午前10時53分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員、内田智子委員
片山裕之委員

3 出席した職員

川口佐織事務局長、坂川智次長兼管理部長、橋本具征教育部長
高木健一教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、佐藤孝総務課長
中野幸治財務施設課長、大谷健二教職員課長、清貴康福利課長
小野内茂喜あいちの学び推進課長、加納澄江高等学校教育課長
尾本国博義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
長坂昌彦 ICT教育推進課長、木全貴治中高一貫教育室長
川田敦行総務課担当課長、所仁教職員課担当課長、鈴木尚哉教職員課担当課長
山田洋暢教職員課担当課長、稲垣正博あいちの学び推進課担当課長
塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 令和7年2月定例県議会の概要について

佐藤総務課長が、令和7年2月定例県議会の概要について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 令和7年度愛知県教員研修計画について

大谷教職員課長が、令和7年度愛知県教員研修計画について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(度會委員)

研修計画に記載のある研修は、教員が各自で自由な時間に受けることができるのか。

(大谷教職員課長)

eラーニング研修は教員が空いた時間に自らが受講することができるが、総

合教育センターに集合して研修を受講するようなものもある。

- (3) 退学処分に基づく損害賠償請求事件について
大谷教職員課長が、退学処分に基づく損害賠償請求事件について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (4) 公立学校長の人事について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (5) 公立学校教職員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (6) 2026年度愛知県立高等学校における全日制単位制への改編及び学科の新設について

小野内あいちの学び推進課長が、2026年度愛知県立高等学校における全日制単位制への改編及び学科の新設について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(度會委員)

単位制ということは、クラスに縛られず、学年を超えて履修ができるという考え方で良いのか。

(小野内あいちの学び推進課長)

一般的に、単位制であれば履修に関して学年の枠というものはないが、高等学校の場合は単位を取る順番があるので、そういったことに配慮しながら学びを進めていきたいと考えている。

- (7) 令和7年度愛知県立附属中学校入学者選抜実施結果について
木全中高一貫教育室長が、令和7年度愛知県立附属中学校入学者選抜実施結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(片山委員)

今回初めて実施したということで、県民の方からも高い関心をいただいていると思う。事前に学校説明会を開催した際、明和中学校では希望者が多く、一度では開催できなかったということも聞いているが、説明会に来た生徒数と実際の志願者数はほぼ一致していたのか、それとも大きなずれがあったのか、お伺いしたい。

(木全中高一貫教育室長)

実際の志願者数の方が若干減っている感じではあるが、概ね学校説明会と同規模であったと考えている。

(野杵委員)

津島中学校の志願者数が165人、適性検査受検者数が163人というこ

とであるが、受検者は全員合格したということか。

(木全中高一貫教育室長)

津島中学校については、結果的に全員合格している。

(野杵委員)

残りの3校と比べると志願者数が少なかったということだと思うが、今後、津島中学校についてさらに周知していく予定等はあるのか。

(木全中高一貫教育室長)

津島中学校に限らず、来年度も学校説明会を開催する予定である。津島中学校については、国際バカロレアの設置を考えているので、どんどん周知していければと考えている。

(8) 県立高等学校におけるスクール・ミッションについて

加納高等学校教育課長が、県立高等学校におけるスクール・ミッションについて報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第17号 各学校のPTA予算の公費化、およびPTAの予算と活動の軽量、軽減化のための取り組みをもとめる請願

飯田教育長が各委員に諮り、「挙手なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

請願の中にある任意団体であるPTA活動の在り方について、県教育委員会がアンケート調査をすることや、学校長等にPTAの在り方について指導すること等は考えているのか。

(小野内あいちの学び推進課長)

PTAは、法的には、社会教育関係団体であり、県教育委員会と社会教育関係団体との関係については、社会教育法の規定により、団体や会員である校長などからの求めがあれば、指導、助言を与えることはできるが、いかなる方法によって不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えることはできないとされている。従って、県教育委員会が、PTAの在り方について保護者に対してアンケート調査を行うことや、統一的に校長等に改善を求めることは、法に抵触するため行わないと考えている。

こうしたことについては、県公立高等学校PTA連合会や県小中学校PTA連絡協議会といった各PTAが会員となる団体が行うことが適当と考えている。

(片山委員)

PTA会計と公費の区分については、間違いがあってはならないと思うが、そこについてはどのように考えているのか。

(佐藤総務課長)

公費については、学校の管理運営及び教育指導に係る経費を負担することを

原則としている。一方、P T A会計はP T Aの活動及び学校との協力により教育活動を展開する経費であると認識している。

P T Aの会計処理については、校長が当該P T A会長から会計委任を受け、学校において行うこととしており、学校が事務処理を行うに当たっては、県教育委員会が定めた、私費会計の会計処理基準により適切に行うこととしている。

県が公費負担すべき学校の管理運営経費については、公費と私費の区分基準を定めた私費会計の会計処理基準において、原則として公費負担とすることを示しており、P T Aに公費を依存している状況はないと考えている。

県教育委員会としては、会計委任を受けた学校が、私費会計の会計処理基準に則って公費と私費の区分基準により適切に処理されているか確認するための指導を定期的に行っているところである。

(片山委員)

各学校長がP T A会長から会計委任を確実に受け、事務処理を行っていると考えていいのか。

(佐藤総務課長)

そのとおりである。

(飯田教育長)

公費とP T A会計の経費区分、P T Aの自主的な活動についてはとても大事なことである。県教育委員会としても、いつも襟を正して間違いのないように指導しているところである。会計処理については会計処理基準を設け、公費の負担部分に私費を使うことがないように、指導している。

また、P T Aの自主的活動のため、校長や役員である教員については、自主的という部分をしっかり認識していただきたいと思うが、P T A活動は、児童生徒にとっては大変助かるものである。そういった点を重々理解した上で、県教育委員会としてもP T A活動がより活性化するよう応援していきたいと考えている。

請願第18号 衛生管理医・産業医の巡回指導月1回、および、学校衛生委員会の開催月1回等を求める請願。

飯田教育長が各委員に語り、「挙手なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(野杵委員)

衛生管理医と産業医の違いについて、お伺いしたい。また、それぞれの活動内容についても簡単に教えていただきたい。

(清福利課長)

産業医は、労働安全衛生法に基づき50人以上の事業場において選任される。県教育委員会では、愛知県教育委員会安全衛生管理規程において、産業医に相当する者を衛生管理医とし、教職員数50人未満の学校も含め、全県立学校に配置している。

衛生管理医の活動内容は、校内の職場巡視や衛生委員会への出席、教職員の

健康管理、長時間労働となっている教職員やストレスチェックに基づく高ストレス者への面接指導等であり、労働安全衛生法に定める産業医の職務を行っている。

(野杵委員)

衛生管理医はどのように選任されているのか。

(清福利課長)

県立学校の衛生管理医は、学校医の中から産業医の資格要件を考慮の上選任し、委嘱している。学校医は、学校保健安全法に基づく教職員の健康診断を行う等、衛生管理医の職務に関連しており、教職員や学校の実情に詳しいことから、学校医の中から衛生管理医を選任することとしている。

なお、学校医は、愛知県医師会に人選を依頼している。

(野杵委員)

産業医の場合、通常の医師免許のみならず産業医の研修を受けていないとなれないと思うが、民間企業でも産業医を依頼する場合は、愛知県医師会に月約5万円程度支払い、そこから選んでいただくということになる。

報酬をお支払いしている以上は必ず職場巡視に来ていただいた方がいいと思う。また、巡視が難しい場合は産業医を紹介するサービスがあるので、そういったサービスを活用しながらより良い職場環境の構築について検討していただきたい。

(度會委員)

教職員数50人以上と50人未満の学校数について、教えていただきたい。

(清福利課長)

令和5年度の実績であるが、教職員数50人以上の学校は167校、50人未満の学校は11校であった。

(内田委員)

職場巡視の実施状況はどのように確認しているのか。また、どのような指導を行っているのか。

(清福利課長)

衛生管理医による職場巡視の実績について、学校からの報告により9月と4月の年2回確認を行っており、その際に回数の少ない学校に指導している。

また、衛生管理医の活動の充実が図られるよう、県立学校長会議や衛生管理者を対象とした研修会の場において職場巡視が適切に行われるよう繰り返し指導を行うとともに、学校における労働安全衛生の充実に向けて愛知県医師会への協力の働きかけや衛生管理医あてに文書による啓発を毎年行っている。

これらの取り組みにより、法定回数を満たした県立学校は、平成28年度は0校であったのが、令和5年度には105校にまで改善してきている。

今後は、さらに福利課職員が学校に出向き、校長に直接状況確認を行った上で衛生管理医の負担を軽減しつつ、効率的に職場巡視が実施できる他校の好事例を助言する等、改善に向けた指導を行っていきたいと考えている。

(内田委員)

是非今後も職場巡視実施校が増えていくように努めていただきたいと思います。

(飯田教育長)

衛生管理医は、職場にとって大切な方たちである。忙しい中でもなんとか工面をし、御協力いただいている状況であるが、実績が基準通りになるように県教育委員会としても学校と一緒に頑張って積み上げていきたいと思う。

また、学校衛生委員会もしっかり開催していきたいと思う。

福利課の取組の結果、かなり改善されてきているが、今後もしっかり取り組んでいきたいと思う。

請願第19号 教育長・教育委員が、教育基本法は解釈すればいいと教育委員会会議で宣言してしまった醜態を正す請願

飯田教育長が各委員に諮り、「挙手なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(河野委員)

会議録の作成について、教育委員及び県教育委員会事務局職員の発言が発言どおりでは分かりにくいという場合等には、発言の意図や趣旨を変えない範囲で、言い回し等を整え、会議録を目にする一般の方に可能な限りわかりやすいものになるよう努めていることは承知しているが、その一方で、請願者の方のように不正確な記載と捉えている方もいることについて、会議録の作成に当たってどのように考えているのか。

(佐藤総務課長)

会議録の作成にあたっては、会議録を目にする一般の方に、分かりやすく正確であることが大切であると考え。

そのため、このような意見をいただかないよう、分かりやすく正確な会議録の作成に一層努めていきたいと考えている。

(度會委員)

今回の請願で、請願者の方が教育基本法を本当に大事に考えており、理解することが大切ということを改めて確認させていただいた。

前回の岡田委員の発言であるが、正しく教育基本法を理解した上で、教育現場で生じる具体的な事案に教育基本法を適用していくためには、解釈とっていいかわからないが、かみ砕いた行動が必要だという意味でお話をしたと受け止めている。請願者の方に対して違うという強い意味で申し上げたものではないと思っている。

(飯田教育長)

前回8月定例会の際にも同様のことがあったが、法令というものは教育基本法または学校教育法が基本となっているが、その下に政令、省令、規則及び要項がピラミッドのように整理されており、それに基づいて教職員は教育に携わっている。そういった意味で、不明な点があれば文部科学省に問い合わせ等しながら、基本は教育基本法にしっかり基づいた教育を常に考え、恣意的な解

釈がないように常に意識して対応しているので、このような形で整理させていただきたいと思う。

7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第9号議案 公立学校長等の人事について、第14号議案 令和7年度教職員定期人事異動について及び第15号議案 令和7年度事務局等職員の人事については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第3号議案 愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について

佐藤総務課長が、愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第4号議案 学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

佐藤総務課長が、学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第5号議案 愛知県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

大谷教職員課長が、愛知県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第6号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

大谷教職員課長が、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第7号議案 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

大谷教職員課長が、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第8号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

大谷教職員課長が、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第9号議案 公立学校長等の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第10号議案 愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部改正について

小野内あいちの学び推進課長が、愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第11号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

木全中高一貫教育室長が、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。
飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第12号議案 愛知県立中学校学則の一部改正について

木全中高一貫教育室長が、愛知県立中学校学則の一部改正について請議。
飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第13号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

安楽特別支援教育課長が、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。
飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第14号議案 令和7年度教職員定期人事異動について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第15号議案 令和7年度事務局等職員の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

なし

9 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、飯田教育長が河野委員を教育長職務代理者に指名した。

10 その他

なし

11 特記事項

(1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として片山委員を指名した。

(2) 請願第17号「各学校のPTA予算の公費化、およびPTAの予算と活動の軽量、軽減化のための取り組みをもとめる請願」、請願第18号「衛生管理医・産業医の巡回指導月1回、および、学校衛生委員会の開催月1回等を求める請願。」及び、請願第19号「教育長・教育委員が、教育基本法は解釈すればいいと教育委員会会議で宣言してしまった醜態を正す請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。

(3) 傍聴人 3名